

へたまはんかたもなく、たゞよ、となき給、松君の少將雅道などをとりわきいみぢきものにいひ思ふかど、くらゐもかばかりなるを見をきて玄ぬる事、われにをくれては、いかゞせんとする、たましゐれば、さりとともはおもへども、いかにせんとすらないでやよにありわづらひ、つかさ位人よりはみじかし、ひと、ひとしくならんなどおもひて、世に去たがひ、ものおぼえぬついでいせうをなし、名薄うちしなどをば、よにかたときありめぐらせじとす、その定ならば、たゞ出家して山林にいりぬべきぞなど、なくく、いひつゞけ給を、いみぢうかなしとおもひまどひ給ふ、げにことほりにかなしともをろかなり、

〔台記〕仁平三年九月十六日壬寅、今朝召參議兼長師長仰任官之時、不依兄弟、依奉公高下可推舉之由、聊注其由給、兩人之間俊通申曰、今日凶會有憚者、仍明日可給之由仰俊通、即以其言、二通授俊通了、十七日癸卯、俊通以昨日所仕遺誠授兼長師長云々、

筆跡狼藉、不可及他見、

兼長師長但列八座、今日以後、可論公家上日之多少、謂外記月奏所載愚之子息等、不論年齡之長幼、不據好惡之淺深、任官之時、可推舉上日多者、至于不許者非忘家患力所反无奉公之忠、不預其舉之時、曾勿怨我、不求衣服之美、不顧童僕之少、存忠勤、不可慙人嘲、抑亦盡奉公之忠、唯憶遺名於後代、不敢求君之恩報、盡忠求恩者、古賢所誠也、努之々々、我終沒後、魂若有靈、將在陣結政邊、戀慕之時、縱无公事、朝服詣斯處、凡有至孝之志者、能勤王事、以報我恩、至于訪後世者、非所望者也、兩息謹守此誠、勿敢違背矣、

仁平三年九月十七日

在判

〔平家物語六〕入道せいきよの事

二位殿時平あつさたへがたけれ共、入道相國清盛の御枕によつて、御有様見奉るに、日にそへてたのみすくなうこそ、見えさせおはしませ、物のすこしも、おぼえさせ給ふ時、思召事あらば、仰お